

## 「令和3年度「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）」継続手続き

高等教育の修学支援新制度による授業料等減免の対象者が、在学中に継続して減免の支援を受けるためには、各期（前期、後期）毎に減免に係る継続願を提出する必要があります。

**各期毎に定められた期限までに提出がない場合は、給付奨学金の受給者であっても授業料等減免を受けられなくなります。**

### 継続手続きの対象者

- ・令和3年6月に修学支援新制度により授業料等減免の認定を受けた者
- ・令和3年6月末までに「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出し、不採用の通知を受け取っていない者（8月に認定結果が出る者）

### 提出書類

- ・申請様式2（A様式2）  
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書」
- ※ 町田・デザイン専門学校ホームページ<在校生の方>高等教育修学支援新制度 よりダウンロードし、A4サイズで印刷してください。

### 提出期限

**令和3年9月3日（金） 16：00**

### その他注意事項

- ・10月以降に休学又は退学を希望している場合は、「申請様式2（A様式2）」を提出する必要はないが、日本学生支援機構給付奨学金の休学・退学届の提出が必要な為、校務課に書類を取りに来ること。
- ・前期の学業成績、出席状況、収入及び資産に関する適格認定により、支援区分の変更（減免額の変更）、若しくは支援の廃止（認定取消）、停止、警告、継続の判定が下されるので、10月に送付される判定結果通知を必ず確認すること。

### 書類提出先・問い合わせ先

町田・デザイン専門学校 学事部校務課（5号館1階）※月～金 9：00～16：00  
〒194-0022 東京都町田市森野 1-27-18 TEL：042-726-0235